

標 題 : 総務省「人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正等について」(通知)
発信番号 : 自治労情報2023第0008号
発信日付 : 2023年1月23日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

総務省は、1月20日に通知「人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正等について」を发出しました。これに先立ち、人事院は、人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部を改正する人事院規則 (人事院規則15-14-40) 及び人事院規則19-0 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (人事院規則19-0-16) を公布し、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について (職職-10) 等の関連する運用通知の改正を发出しています。

標記通知では、国家公務員に係るフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化にあたり、フレックスタイム制未導入の地方公共団体においては制度の導入検討を、既に導入している地方公共団体に対しては、更なる制度の柔軟化の検討を要請しています。本通知の要旨は、フレックスタイム制の柔軟化と休憩時間制度の柔軟化の2点です。現行制度と比較して、コアタイム及び1日の最短勤務時間を短縮しています。加えて、職員の申告に基づく休憩時間の設定を可能としています。

本部は、この間フレックスタイム制度の導入にあたっては、労働者の意思に基づいて自ら選択できる制度とし、一方的に使用者に決められないような制度を求めてきました。各県本部・単組におかれましては、これを踏まえてご対応くださいますようお願いいたします。

添付ファイル :
【通知】人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正等について (令和5年4月1日施行のフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化関係) (2). pdf
【別添1】【新旧対照表】勤務時間条例例・育休条例例改正事項. pdf
【別添2】【新旧対照表】地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について (通知) (平成28年4月1日総行公第33号) . pdf
【別添3-1】奈良県. pdf
【別添3-2】鳥取県. pdf
【参考送付】(改正後) 地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について (通知) (平成28年4月1日総行公第33号) . pdf
人事院規則・運用通知. zip